

報 道 資 料

令和元年12月17日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第226号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第327号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年12月16日
- ◎ 実施機関：地域振興部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：
 - ・「経営者トーク「地域が元気になるって何だろう」○○○○×○○○開催について」に係る平成29年1月15日付け起案事業執行伺（甲）及び添付書類（平成29年2月7日付け支出負担行為決議書及び添付書類（決議番号00859） ・平成29年2月21日付け支出命令書及び添付書類（決議番号0085901） ・平成29年2月21日付け支出負担行為決議兼支出命令書及び添付書類（決議番号0089901） ・平成29年3月2日付け支出負担行為決議兼支出命令書及び添付書類（決議番号0094601） ・「SMART! 気鋭の女性経営者が語る」トークイベント開催について」に係る平成28年3月9日付け事業執行伺（甲）及び添付書類（平成28年3月18日付け起案支出負担行為決議書及び添付書類（決議番号00880） ・平成28年3月23日付け支出命令書及び添付書類（決議番号0088001）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 個人の郵便番号、住所及び口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、口座種別及び口座番号）
 - イ 法人の従業員の姓
 - ウ 個人（奈良県職員を除く。）の印影
 - エ 法人の口座情報（金融機関コード、金融機関名、店舗コード、店舗名、口座種別及び口座番号）
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア、イ及びウ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
 - イ 上記不開示部分のエ
条例第7条第3号に該当
法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：審査の対象となった実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、本件トークイベント等の開催に当たって、当該イベント等への出演者（以下、単に「出演者」という。）に対して旅費、講師謝金及び当日の昼食代を支出している。

本件行政文書は、それらの支出に係る事業執行伺（項）、支出負担行為決議書、支出命令書及び支出負担行為決議兼支出命令書並びにそれらに添付された書類である。本件行政文書には、本件トークイベント等の趣旨、内容、開催日時、会場、事業経費及びその金額の根拠、債権者情報、支払口座等が記載されており、必要に応じて業務上参考となる資料が添付されている。

2 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書のうち、出演者の旅費及び講師謝金に係る支出負担行為決議書、支出命令書及び支出負担行為決議兼支出命令書（以下「支出負担行為決議書等」という。）には、出演者の氏名、住所、旅費及び講師謝金の金額、支出先の口座情報が記載されているが、審査請求人は、これらのうち、実施機関が条例第7条第2号に該当するものとして不開示とした、出演者である法人の代表取締役又は代表取締役社長の住所の開示を求めている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として

不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報は、支出負担行為決議書等に記載された本件トークイベント等の出演者である法人の代表取締役又は代表取締役社長の住所等であることから、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、法人の代表者の住所については商業登記簿で既に公にされていることから、本件不開示情報について開示すべきである旨主張している。

この点について、実施機関は、本件不開示情報は、報酬や旅費を口座振替の方法により支払うために登録した住所等であり、登録する住所等は必ずしも住民票に登録された住所と一致する必要はなく、その他の生活地や事業拠点等を居所として登録することも認められていると説明している。そして、実施機関は、本件不開示情報は、商業登記簿に記載された住所と一致するとは限らない、公にする法令等の規定及び慣行がない情報であるから、本件不開示情報は、同号ただし書に該当しないと主張している。

そうすると、実施機関は支払いの相手方が債務者であることをどのように確認しているかが問題となる。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、例えば、旅費の支払については、「旅費質疑応答【制度編】平成24年4月 人事課・総務厚生センター」X 28「委員・外部講師への旅費の支払について」〈問3〉において、「附属機関の委員や外部講師等に旅行を依頼する場合の出発地は住所地とするのか、又は勤務地等とするのか」については「それぞれの実態に合わせ、各所属で決定すること」とされているとのことであった。

また、実施機関が支出を行うに当たっては、当該支出に係る債権者であることを確認するため、支出負担行為決議書等に表示される口座振替申出書に基づき登録された住所等について、契約書等の支払の根拠となる文書に記載された住所等と一致しているか否かの確認を行う必要があるが、審査請求人が主張するような、金融機関に登録した住所と照合することまで求められているものではないとのことであった。

そして、適切な旅費算定の必要性を考慮すると、県費の支出における債権者の住所等と商業登記簿の住所とは必ずしも一致するとは限らないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件不開示情報は、商業登記簿に記載され公にされている住所とは異なる性質の情報であると解するのが相当であり、法令等の規定により又は慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

これらのことから、本件不開示情報は条例第7条第2号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件不開示情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年	6月24日		
② 決定	平成30年	7月6日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年	9月2日		
④ 諮問	平成30年	11月20日		
⑤ 経過	令和元年	9月27日	第234回審査会	審議
	令和元年	10月25日	第235回審査会	審議
	令和元年	11月29日	第236回審査会	審議